

第4期介護保険事業（支援）計画の主な内容

介護保険事業計画（市町村）

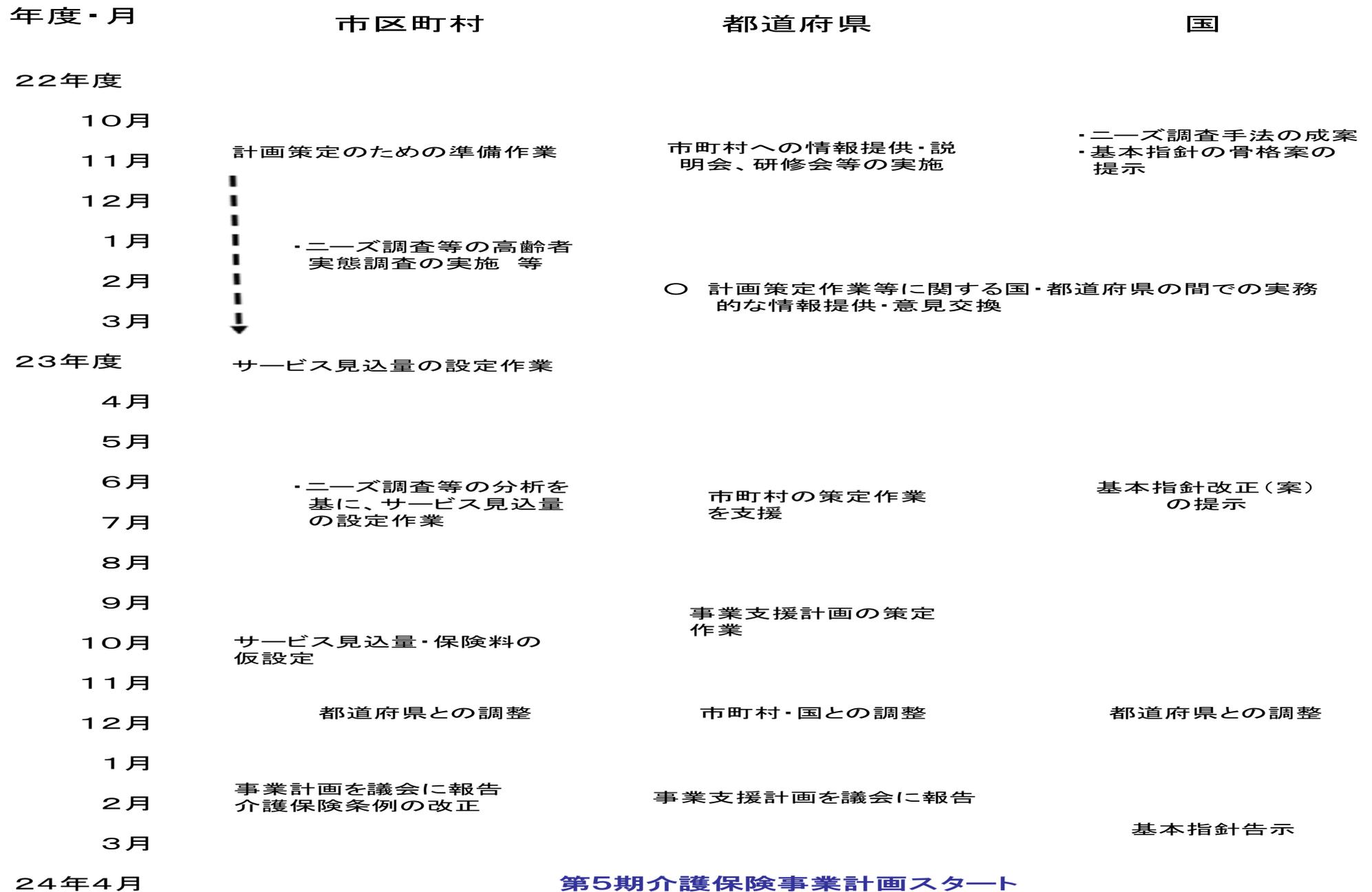
- 市町村介護保険事業計画の基本的理念等
 - 日常生活圏域の設定
 - 介護給付等対象サービスの現状等
 - 各年度（平成21～23年度）の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み等
- 【参酌標準】平成26年度目標値の設定
- ①要介護認定者数(要介護2～5)に対する施設・居住系サービス利用者の割合は、37%以下((注)撤廃予定)
 - ②入所施設利用者全体に対する要介護4, 5の割合は、70%以上
- 各年度の日常生活圏域ごとに必要利用定員総数の設定
認知症グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設
 - 各年度の地域支援事業に要する費用の額・見込量等
 - 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項
 - 計画の達成状況の点検・評価

介護保険事業支援計画（都道府県）

- 都道府県介護保険事業支援計画の基本的理念等
 - 老人福祉圏域の設定
 - 介護給付等対象サービスの現状等
 - 各年度（平成21～23年度）の介護給付等対象サービスの量の見込み
（市町村介護保険事業計画におけるサービス見込量を積上げる）
- 【参酌標準】平成26年度目標値の設定
- ・3施設の個室・ユニット化割合 50%以上
 - ・特養の個室・ユニット化割合 70%以上
- 各年度の老人福祉圏域ごとに必要入所（利用）定員総数の設定
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護専用型特定施設、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設（介護専用型以外の特定施設（混合型特定施設）についても、必要利用定員総数の設定は可）
 - 施設の生活環境の改善に関する事業
 - 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項
 - 計画の達成状況の点検・評価

※ 保健、医療又は福祉に関する事項を定める計画（医療計画、地域福祉計画等）との調和規定がある。

第5期介護保険事業計画の策定スケジュール（イメージ）



※ 計画の策定に当たっては、各保険者ごとに被保険者代表や保健医療福祉関係者等が参加した計画策定委員会を設置・運営している。

日常生活圏域ニーズ調査の実施について

- ◆ 「地域包括ケアシステム」推進の前提として、地域やその地域に居住する高齢者ごとの課題の的確な把握、具体的には、
 - ①どこに、
 - ②どのような支援を必要としている高齢者が、
 - ③どの程度生活しておられるのかを日常生活圏域ニーズ調査等によりの的確に把握し、より地域の実情に応じた各サービスの目標整備量の設定等、介護拠点の計画的整備を進めることが重要。

- ◆ このため、今般日常生活圏域ニーズ調査の具体的な手法を国が示すこととした。

- ※ これまで介護保険事業計画の策定に当たっては、基本指針に基づく高齢者実態調査としての介護サービス利用意向アンケートや過去の給付分析などを踏まえてサービス見込量を定めている例もあったと承知しているが、地域包括ケアを目指すのであれば日常生活圏域単位での多様なニーズのより一層の的確な実態把握が必要との考え方。

日常生活圏域ニーズ調査による計画策定フロー (ごく粗いイメージ)

- ・被保険者対象
(一般・介護予防事業の対象者・要支援者・要介護者)
- ・ニーズ調査を郵送回収方式で実施

・未回収者への訪問調査(民生委員等の協力)回収

- ・データ入力・分析作業
- ・課題分析結果表作成
- ・個別リスク個人結果一覧作成(訪問・個人支援・地域支援に活用)

ニーズ調査項目

- ・世帯構成
 - ・認知症関係
 - ・所得レベル
 - ・住まい関係
 - ・予防・早期対応
(ADL・IADLの状況)
(生活支援と生活行為の向上)
(孤立者等の早期発見)
 - ・疾病状況 等
- ※未回収訪問時の洞察

- ・生活圏域の課題項目
- ・介護予防事業の対象者の把握・ニーズ量把握等

給付実績
等分析

・介護保険事業計画策定作業
保険給付:地域支援事業の総量
積算等

サービス必要量の決定

- 生活圏域ごとのサービス供給量(保険給付・地域支援事業)
- その他特別給付やインフォーマルサービス等
- サービス供給方針の決定

保険料の算定へ

※上記は典型的なものであり、どこまで実施するかは個別保険者の判断による。

計画の内容について

- ◆ 高齢者を取り巻く環境の変化等に適切に対応し、高齢者が地域で暮らし続けられる地域包括ケアを実現していくため、第5期計画では以下の事項について、地域の実情を踏まえて記載することとする。

①認知症支援策の充実

(例:認知症患者数やニーズの把握と対応、サポート体制の整備等)

②在宅医療の推進

(例:市町村における医療との連携の工夫等)

③高齢者に相応しい住まいの計画的な整備

(例:高齢者住まい計画との調和規定等)

④生活支援サービス(介護保険外サービス)

(例:見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保等)

介護保険事業計画に対するこれまでの指摘事項等の概要

○ 地域包括ケア研究会報告書(平成22年3月)

- 日常生活圏域ごとにどのような支援を要する人がどの程度存在するかを的確に把握するための給付分析・ニーズ調査を実施のうえ、圏域毎に必要なサービス量を盛り込んだ事業計画の策定を目指すべきである。
- 介護保険事業計画において、認知症を有する者の人数の把握、サポート体制の目標量(認知症サポーター、認知症サポート医など)についても盛り込むことを促進すべきではないか。
- 介護保険事業計画については、施設の基盤整備のみならず、高齢者の住まいの整備促進、在宅医療の推進も重点分野として選択して記載することとし、高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)による計画や医療計画との整合性を市町村単位で確保すべきである。

○ 訪問看護支援事業に係る検討会(平成22年8月)

- 介護保険事業計画の作成に当たっては、各市町村における病院・診療所等の医療資源や介護に関する資源(居宅系サービス、地域密着型サービス、施設サービス)の存在状況等も踏まえ、在宅要介護者がどの程度増加するかを予測した上で、各圏域において必要な訪問看護サービスの提供が可能となるよう、訪問看護サービスに係る適切な供給目標を設定することが望まれる。